

○塩尻委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございますので、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第46号、いじめの重大事態に関するデマの払拭を求めることについてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第46号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 結論としては、願意に沿い難く、採択すべきでないと考えます。

理由といたしましては、まず、市としての本件に関する認識というのは、2度にわたって調査報告書を出して表明しておりますし、それ以上にわたって、そこに書いていないこととか、あるいはインターネット上で言われている不確かなことに市が介入して、これはデマです、これはデマじゃありませんとファクトチェックをするっていうのは、ちょっと、市として、果たして行うべきことなのかどうかというのが1点と、あとは個別の案件に関しては、それぞれの当事者が民事訴訟において、あるいは場合によっては刑事告訴等の手続において対応すべき問題と思いますので、これについて、この本陳情に盛り込まれていることをやっていこうというのには、賛同いたしかねるという理由でございます。

以上です。

○塩尻委員長 続きまして、民主・市民連合。

○上野委員 陳情第46号に賛成の立場から意見申し上げます。

以下、簡潔に理由を述べます。旭川いじめ事態のさきの第三者調査委員会や再調査委員会で事実認定された内容と事実として確認されていない情報がSNSなどで混同され、拡散されてきたことは大きな問題に思います。行政には市民に対して、何が事実として確認され、何が確認されていないかを明確に示す責任があると思います。一方で、事実確認されていない情報によって、関係者が

誹謗中傷を受けたり、学校現場が混乱したりすることも決して見逃すことはできないと思います。旭川市として、誹謗中傷を受けている関係者の安心、安全を守るためにも、正確な情報を市民に対し発信すべきであるし、今なお誤った情報で誹謗中傷を繰り返している者に対しては、しっかりと注意勧告をすべきだと思います。

以上の理由から、本陳情について、願意に沿い、採択といたします。

○塩尻委員長 続きまして、公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第46号について、公明党といたしましては、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。まず、インターネットやSNS上において、事実と異なる情報が拡散され、それによって関係者への誹謗中傷や個人情報のさらし行為、さらには無関係の方々にまで被害が及ぶことについては、決して看過できるものではないものと思っております。その意味において、本陳情が示している問題意識については十分理解するところであります。

一方、本陳情では、市のホームページに代表的なデマを掲載し、市長が定例記者会見で、デマであると明言するとともに、市及び市長が関係する行為について、強く抗議することを求めています。しかし、ここで課題となるのは、何をもって代表的なデマとするか、その対象や判断基準が必ずしも明確ではないという点であります。インターネット上には明らかな事実誤認だけではなく、伝聞や推測、個人の評価や意見、事実の一部を取り上げたものなど、様々な情報が混在しております。これらについて、行政が個別にデマであると公式に認定することは、極めて慎重でなければならない、一部の情報だけを取り上げて否定することで、逆に新たな論争や臆測を生じさせる可能性も否定できません。

また、陳情事項3の強く抗議することについても、誰に対し、どの具体的な行為について、どのような根拠に基づいて抗議するのか明確ではなく、行政に求める措置としては、対象が広範かつ不特定であると考えます。

市として重要なことは、個々のネット情報をデマと認定していくことではなく、再調査報告書によって確認された事実や、市として公表すべき正確な情報を客観的かつ丁寧に発信していくことであると考えます。

以上、本陳情の問題意識は理解するものの、陳情事項として求める具体的な対応については、客観性、公平性、そして実効性の面から課題があると判断し、不採択とすべきものと考えます。

以上でございます。

○塩尻委員長 続きまして、日本共産党。

○中村みなこ委員 日本共産党は、陳情第46号について、願意に沿い難いと判断いたします。

デマがあること、そしてそのデマの払拭は大事だと考えています。

しかし、陳情事項はいずれも市に対しての対応を求めるものであり、市議会として具体的に措置できるものではなく、市議会で判断することにはなじまないものです。市や市長に直接陳情することが妥当であると考えます。

よって、陳情第46号は願意に沿い難く、我が会派としては不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 続きまして、無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第46号については、結論としては、採択すべきものと判断します。

理由は以下のとおりです。陳情要旨において指摘されているように、本件については、マスコミ報道やSNS上において、様々な臆測や事実誤認が広がり、結果的に再調査報告書発表後も誤った認識が継続しています。特に、報告書でも教職員個々の責任が認定されなかったにもかかわらず、当該学校の教職員に対する事実誤認が解消されたとは言えない状態が続いています。2つの報告書以上の事実解明はないと、市、市教委は明言しているのですから、当該教職員が個々の責任でというよりは、学校の組織的な対応として行ったとされた事実後に、事実と違う報道やデマについては、公式な形で誰かが否定をし、教職員の名誉と尊厳を守るべきであると考えます。あわせて、いまだにネット上に残る事実誤認に対しては、公式に抗議し削除要請等の対応を行うべきであると考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。

お諮りいたします。

陳情第46号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○塩尻委員長 起立少数であります。

よって、陳情第46号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第48号、GIGAスクール端末等を活用し、子供に直接届く「地域居場所ポータル(仮称)」の整備についてに関わりまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第48号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 結論としては、願意に沿い難く、採択すべきではないと考えます。

理由といたしましては、本陳情の内容を決して全否定する、切って捨てるつもりはありません。

一つの提案としては、なるほどなと思うところではありますが、費用対効果であるとか、既存の取組との関係であるとか、いろいろ考えたときに、やはり、これを直接御本人が市の当局に陳情するとか、あるいは個々の議員に議会活動の中でやってくれと陳情するのであれば、あるいは御自身が議員になって、こういう質問されるのであれば、それはそれで一つの案として、よろしいんじゃないかと思うんですが、その陳情を委員会として採択、さらに本会議で採択すると議会の意思として示すということですので、であればそれはちょっと違うのではないかなという、一つの意見として分かるんだけど、陳情として採択するようなものではないという結論でございます。

以上です。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 陳情第４８号について、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択と考えております。

以下、簡潔に理由を述べます。子どもたちの居場所や支援につながる環境を整えることというのは、これは重要なことだと考えています。

しかし、GIGAスクール端末を活用した新たなポータルを市が整備することについては、既存の相談窓口や支援機関などの役割分担、情報管理など、さらに検討すべき課題があると考えております。現時点では新たなシステムを構築する必要性、これは十分に明らかでないと考え、本陳情に対しては、願意に沿い難く、不採択といたします。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第４８号について、公明党といたしましては、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。不登校やいじめ、ヤングケアラー、家庭環境など様々な事情によって孤立し、誰にも相談できずにいる子どもたちを地域の居場所や支援につなげていくという本陳情の趣旨については十分理解するところであります。また、子ども食堂や学習支援、フリースクールなど、地域に存在する様々な支援情報を必要とする子どもに確実に届ける取組は、重要であると考えます。しかしながら、本陳情が求める具体的な手法については、幾つか慎重に検討すべき課題があると思っております。

まず、GIGAスクール端末は、教育活動を支える学習用支援端末として整備されたものであり、これを地域の居場所や民間団体等の情報提供の入り口として位置づけることについては、端末の利用目的や管理の在り方、セキュリティーなどについて十分な整理が必要です。

また、市が認定した団体等によるリアルタイムの情報発信についても、認定基準をどうするのか、情報の正確性を誰が担保するのか。さらに、子どもが実際にその場所を訪れた際の安全性やトラブルが発生した場合の責任の所在など、運用面などで解決すべき課題が少なくありません。

これらのことから、願意に沿い難く、不採択すべきものと結論になりました。

以上です。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 日本共産党は陳情第４８号について、願意に沿い難いと判断いたします。

子どもたちの行動範囲は校区内に基本限定されています。陳情にあります情報が学校ごとに設定

しなくてはならず、それが可能となったとしても、各校区ごとに、そこに載せていいかどうかということ、誰でも自由に無料で利用できる安全な施設がどれだけあるのかということも含めて疑問が残ります。

子ども食堂、学習支援団体、フリースクール等には、それぞれ趣旨や利用のルールがあります。子どもたちがそれぞれを理解するとともに、保護者の理解や承諾が必要となってきます。無料で誰でも自由に利用できるのはやはり公共施設で、児童センターや公民館などであれば、今も活用されており、それよりも、児童センターの数自体が不足していて、地域で格差が生まれている状態を解消することが重要だと考えております。また、即効性ある情報が届いたとして、その日、子どもが過ごす場所を子ども自身が決めることになります。子どもの動向や居場所、保護者と確実に共有できるのかという問題も生じてしまいます。

よって、陳情第48号は願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第48号については、結論としては、不採択とすべきものと判断をします。

以下、理由を簡潔に述べます。子どもたちの抱えている現状については、陳情に示されたとおり、指摘されているとおりであるというふうには考えますが、その解決手段として、タブレット端末の活用が有効かどうかは明らかにされているとは言えません。そもそもタブレット端末は、そのような活用を想定して導入されているものではないと考えています。

子どもたちの成長は、学校や地域の中での仲間や大人との人間的な関わりや触れ合いの中で育まれるものです。それを補完するという意味で検討されるということ自体を否定はしませんが、まだまだほかの面で取り組むべきことが数多くあると思いますので、そちらのほうを優先すべきであるというふうに考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第48号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○塩尻委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第48号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第50号、いじめ解消判断までの3か月間における被害・加害児童生徒への伴走型デジタル振り返り支援（旭川モデル）の小規模実証についてに関わりまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第50号についての採択、不採択の判断を意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 本件も前の件と同様にですね、採択すべきではないと考えます。

一意見としてはそうですかという、別にその何か、否定するものではないんですけども、先ほど申し上げたように、議会全体意思として表明すべきものなのかと、例えば、費用対効果であるとか、既存の取組との関連であるとか、いろいろ考えたときに一意見として市長部局に陳情したり、個別の議員に陳情したり、あるいは自身が議員になって自身の政策として唱える分にはそれはいいと思うんですが、議会全体意思としてするようなものなのかというところで疑義があるため、このような結論になりました。

以上です。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 陳情第50号について、結論から申し上げまして、不採択といたします。

以下、理由を述べます。いじめの早期解消と被害、加害者双方の児童生徒への継続的な支援、これは重要だと私どもも考えております。

しかし、いじめという極めて慎重な対応が求められる問題について、デジタルによる振り返り支援を新たに実証することについては、個人情報や心理的な負担など、十分に検討すべき課題があると考えております。現時点では、この方法を市が実証導入する必要性は明確でないことから、本陳情については、願意に沿い難く、不採択といたします。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第50号について、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。いじめが認知された後、解消の判断に至るまで、被害児童生徒の心身の状態を継続的に把握するとともに、再発防止の観点から、加害児童生徒についても継続して支援していくことは、大変重要であると認識しております。

また、児童生徒が、言葉にしにくい心情や変化を早期に把握するため、デジタル技術を活用しようとする本陳情の趣旨についても、十分理解するところであります。

一方で、本陳情が求めるデジタル振り返りやサイレントアラート機能による自傷示唆、再発兆候等の把握については、現段階では慎重に検討すべき課題があると考えます。いじめ事案は、児童生徒一人一人の心理状態や人間関係背景が異なることから、デジタル上の回答やAI等による判定では、重大な兆候を見逃す可能性や、逆に過度に危険と判断する可能性も否定できないと思っております。

ます。

また、児童生徒の心理状態やいじめ、自傷に関する情報は、極めて慎重な取扱いが求められる情報であり、個人情報の保護やデータ管理についても十分な検証が必要です。さらに重大な変化を検知した場合、誰がいつ確認し、どのように対応するのか、夜間や休日を含めた緊急時の対応体制や責任の所在についても整理する必要があります。旭川市においては、これまでの重大ないじめ事案を踏まえ、旭川モデルによるいじめ防止対策や相談支援などの取組が進められております。

まずは、現在の取組における継続的な見守りや支援の実施状況と課題を十分に検証することが重要であり、デジタル技術の活用についても、その中で検討していくべきものと考えます。

本陳情の問題意識については理解するものの、提案されている具体的な手法については、有効性、安全性、個人情報保護、緊急時の対応など、なお、整理すべき課題があることから、現段階では実証の実施を求めることは慎重であるべきと判断し、不採択とすべきものと考えました。

以上です。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 陳情第50号について、日本共産党としては、願意に沿い難いと判断します。

1日1回、5分から10分の簡単入力をするとはありましたが、まずその時間を確保することが難しいと思われます。あわせて、それに目を通す教員の負担も新たに生じてしまいます。

また、毎日繰り返すことで、回答が形骸化する可能性も否めません。小さなSOSがそこに確実に現れるのかどうか、十分な検証が必要だと考えます。

柏市が実施しているとありました。24時間対応で相談件数が増えたそうですが、教職員や教育委員会が適切に対応できる体制が課題だとされているようです。本市でも同様のことが課題となると思われます。

よって、陳情第50号は願意に沿い難く、我が会派としては、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第50号については、結論としては、不採択とすべきものと判断をします。

以下、簡潔に理由を述べます。いじめ問題対応に学校現場が苦慮していると指摘されている事実については、認識を同じくはしていますが、陳情が述べている対話型デジタル振り返りワークなるシステムが、その解消に資するものとして、妥当性があるのか、そもそもそれが明らかにはなっていません。まして、いじめ案件は、小規模とはいえ実証実験の対象とすべき事項ではないというふうに考えます。

学校現場は人間的な対応を基調とした関係づくりの中で、様々な経験を経て成長を促す場です。そこを補完するという意味で検討されること自体は否定はしませんが、優先されるべきは子どもとしっかり向き合うことができる人的配置の充実、教職員の増員など、教育環境の整備が急務であると考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、不採択とすべきものとするので全会一致となったことから、陳情第50号につきましては、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○塩尻委員長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第50号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第51号、「旭川子ども支援ネットワーク（仮称）」創設に関する検討についてに関わりまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派等に確認いたします。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 判断できます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 判断できます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 判断できます。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 判断できます。

○塩尻委員長 それでは、全会派等が判断できるとのことでしたので、陳情第51号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

自民党・市民会議。

○沼崎委員 これも前2件と同様に、採択すべきではないと考えます。

一つの提案としては理解できるものでありますが、今いろいろと書かれている具体的な要望項目に関して、これを議会全体の意思としてお示しするという陳情の趣旨には適さないというのが理由でございます。

○塩尻委員長 民主・市民連合。

○上野委員 陳情第51号につきまして、結論から申し上げますと、本陳情については不採択と考えております。

以下、理由を述べます。子どもや家庭を支援するため、関係機関の連携を強化すること、これはもう大事なことでと私どもも考えています。

しかし、本市には既に学校、教育委員会、福祉機関などによる相談支援体制が整えられており、新ネットワークを設ける前に、現在の仕組みをより効果的に機能させることが重要と考えます。

以上のことから、現時点では、新たなネットワークの創設を検討する必要性、これはないと考え、本陳情については願意に沿い難く、不採択と考えております。

○塩尻委員長 公明党。

○中村のりゆき委員 陳情第51号について、結論から申し上げますと、願意に沿い難く、不採択とすべきものと判断いたしました。

以下、簡潔にその理由を申し上げます。本陳情が求める、旭川子ども支援ネットワーク（仮称）

については、地域主体のボランティア組織を基本とし、学校支援会議への第三者参加や、困難を抱える児童生徒への伴走型支援、家庭と学校の橋渡しなどを担うことが想定されています。支援内容としては、児童生徒の家庭環境やいじめ、不登校など極めて慎重な取扱いを必要とする個人情報に関わることが想定されます。そのため、守秘義務や個人情報の管理、支援に携わる方の専門性や研修、責任の所在などを考えると、ボランティア組織に担わせる業務としては責任が重過ぎると思います。

さらには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、既存の専門職との役割分担について、十分な制度設計が必要となります。

また、新たな組織を設けることについて、学校との連絡調整や情報共有などが増え、結果として教職員の負担を増加させる可能性についても慎重に検討しなければならないものと思います。

まずは、現在ある学校、教育委員会、福祉、医療、地域、専門職などの支援体制を十分に検証し、既存の仕組みを有機的につなぎ、連携をさらに強化していくことが優先されるべきものと考えます。

以上、本陳情の問題意識そして地域全体で子どもを支えるという理念には理解を示すものの、現段階において、新たな組織の創設を求めることについては、なお、検討すべき課題が多いと判断し、願意に沿い難く、不採択とすべきものとの結論に達しました。

以上でございます。

○塩尻委員長 日本共産党。

○中村みなこ委員 陳情第51号について、願意に沿い難いと判断いたします。

学校教育に関連しては、学校運営協議会、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動統括本部が設置され、コーディネーターが活動されているなど、地域との連携が図られてきております。

また、居場所づくりの必要性が重視され、現在、子ども食堂がたくさん立ち上がっており、さらに、各団体をつなぐ役として、おとな食堂が活動を始めております。

市としても、現在、各団体の実態調査、居場所フェスをおとな食堂と合同で開催するなどの新しい取組も行われております。

不登校支援についても、旭川不登校支援者の会からふるが、不登校支援に関わる各団体のネットワークづくりを進めているところです。

このように、各ネットワークづくりが動き出していますので、新たな子ども支援ネットワークを立ち上げる必要はないと考えます。

よって、陳情第51号は願意に沿い難く、不採択にすべきと判断いたします。

○塩尻委員長 無所属、横山委員。

○横山委員 陳情第51号については、結論としては、不採択とすべきものと判断をします。

以下、簡潔に理由を述べます。学校のみで対応できない課題が増えてきているという指摘ですが、それは、それに対応する教職員数、業務過多の解消が進んでいない結果でもあると考えます。子どもの問題の解決には、学校、家庭、地域の連携が必要なのはもちろん言うまでもないことではありますが、ボランティア組織による学校支援にどれだけの有効性があるかは不明です。現状でも、PTA、コミュニティ・スクール、町内会の様々な組織が学校に関わり、その連絡調整にも苦慮しているというふうにも伺っています。

さらに、新たな組織を創設するとすれば、結果的には屋上屋を架すことになってしまうのではな

いかというふうに考えます。

また、近年の社会状況において、ボランティアで対応できる現状にはないのではないかと。部活動指導員が増えない現状ですとか、様々な人材不足の現状を考えれば、非常に困難な状況にあるのではないかなというふうにも考えます。

繰り返しますが、必要なのは教職員が子どもたちにしっかり向き合える環境を改善していくことだというふうに考えます。

以上です。

○塩尻委員長 それでは、不採択とすべきものとする事で全会一致になったことから、陳情第51号については、不採択とすべきものと決定することで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、異議なしと認めます。

よって、陳情第51号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、2、令和8年第3回定例会提出議案についてを議題といたします。

認定第1号、認定第5号、認定第7号及び議案第1号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○木村こども・女性・若者未来部長 令和8年第3回定例会提出議案のうち、こども・女性・若者未来部所管に係るものにつきまして、順次、御説明を申し上げます。

最初に、認定第1号、令和7年度旭川市一般会計決算の認定のうち、こども・女性・若者未来部所管分につきまして、御説明を申し上げます。

資料等はございませんが、まず、こども・女性・若者未来部全体の決算額につきまして、説明をさせていただきます。金額につきましては、旧子育て支援部、いじめ防止対策推進部、女性活躍推進部所管の合算額ということになります。

最初に、歳入総額になりますが、予算現額185億8千413万7千320円に対し、収入済額181億6千535万3千73円、収入率は97.7%となっております。歳入の主な内容といたしましては、17款国庫支出金及び18款道支出金で合わせて全体の91.5%となっております。

次に、歳出総額になりますが、予算現額269億4千859万9千986円に対し、支出済額258億8千661万3千697円であり、執行率は96.1%となっており、歳出のうち扶助費が78.2%を占めております。また、翌年度繰越額は9事業で1億7千584万4千657円、不用額は8億8千614万1千632円となっております。

続きまして、こども・女性・若者未来部所管の事業、経常費25事業、臨時費77事業、合わせて102事業のうち、その主なものにつきまして、御説明を申し上げます。主要施策の成果報告書11ページを御覧ください。

初めに、3款2項1目の産後ケア事業費、決算額2千11万6千63円でございます。本事業は、心身の不調または育児不安がある母親、その他特に支援が必要な母子の母親を対象とし、心身のケ

ア、育児に関する助言等を行うもので、13か所の事業所と委託契約を行い、宿泊型で58人、107泊、日帰り型で166人、484日、訪問型で250人、623回の利用があったところでございます。

次に、12ページを御覧ください。3款2項1目のひとり親家庭等医療費助成費、決算額1億6千930万1千415円でございます。本事業は、ひとり親家庭等の児童及び親に対して、健康保険適用の医療費の自己負担分の全部または一部を助成するもので、令和7年8月から子ども医療費助成の対象年齢が確定したことに合わせ、高校生年代までの医療費を無償化したものでございます。

次に、13ページを御覧ください。4款1項1目の子ども医療費助成費、決算額11億9千908万9千240円でございます。本事業は、子どもに対して、健康保険適用医療費の自己負担分の全部を助成するもので、子どもの疾病の早期発見と早期治療の促進につなげるため、令和7年8月から対象年齢を中学生までから高校生年代までに拡充したものでございます。

次に、14ページを御覧ください。4款1項1目の不妊対策推進費、決算額325万1千57円でございます。本事業は、不妊等に悩む市民に対し、不妊治療等の経済的負担軽減を図るため、先進不妊治療及び不育症に要する費用の一部を助成するもので、先進不妊治療費の助成として108件、289万6千円、不育症治療の助成として6件、20万7千円を助成したものでございます。

次に、15ページを御覧ください。3款2項1目の新規事業、保育推進事業費、決算額160万1千382円でございます。本事業は、特別支援児童や医療的ケア児に係る支援体制の構築のほか、保育水準の向上に向け、市内教育・保育施設及び保育従事者を対象とした取組を実施するもので、医療的ケア児等の受入れ体制強化のため、看護師をコーディネーターとして配置し、関係機関との調整連携や保育施設における受入れに必要な環境整備を支援したものでございます。

次に、21ページを御覧ください。3款2項1目のいじめ防止対策費、決算額3千496万7千543円でございます。本事業は、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守り、子どもたちが安心して学校に通うことができるよう、いじめ防止対策を推進するもので、心理士、弁護士などの専門職の配置やチャットによる相談体制を整備し、福祉面や心理面の支援を継続的に行うとともに、学校、教育委員会と一体となって、いじめ防止に取り組んだものでございます。

次に、57ページを御覧ください。2款1項12目の女性デジタル人材・起業家育成事業費、決算額356万7千860円でございます。本事業は、女性のニーズに応じたデジタルスキルの習得支援や、キャリアデザインに関するセミナー等を実施し、ライフステージに応じたキャリア形成を支援するもので、女性デジタル人材の育成事業として、デジタルスキルの獲得に向けた職業訓練の実施、企業とのマッチングや就労支援、若年女性起業家を対象としたセミナーを開催したものでございます。

次に、58ページを御覧ください。2款1項12目のキャリアの保健室事業費、決算額495万円でございます。本事業は、ライフイベントで就労継続やキャリア形成に課題が生じやすい、女性の支援と男女が仕事と生活の場で希望する活躍を実現できるよう、専門家による相談支援を実施するもので、就労者向けの相談事業として、対面40件、オンライン24件の相談業務を実施するとともに、市内企業に対し、就労者ニーズの情報提供を行ったものでございます。なお、本事業は令和8年度に繰越しを行っておりますが、国の補正予算によるものであり、繰り越された予算575万円は、令和8年度の事業費に充てられるものであります。

次に、66ページを御覧ください。3款2項1目の新規事業、子育て世帯生活応援給付金支給費、決算額3億9千898万7千258円でございます。本事業は、食料品価格等の物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、対象児童1人当たり1万円を支給するもので、令和7年度中には、2万3千782世帯に対し、3万9千760人分、総額で3億9千760万円を支給したところでございます。なお、本事業は、令和8年度に繰越しを行っており、6月30日まで申請を受け付け、2か年合計で4億627万円の給付を決定しております。

次に、67ページを御覧ください。3款2項1目こちらも新規事業、物価高対応子育て応援手当支給費、決算額8億1千217万9千73円でございます。本事業は、長期化する物価高の影響を特に強く受けている子育て世帯を力強く応援するため、対象児童1人当たり2万円を給付するもので、令和7年度中には、2万3千20世帯に対し、3万8千570人分、総額で7億7千140万円を給付したところでございます。なお、本事業は、令和8年度に繰越しを行っており、6月30日まで申請を受け付け、2か年合計で7億8千716万円の給付を決定しております。

一般会計については、以上となります。

続きまして、認定第5号、令和7年度旭川市育英事業特別会計決算の認定についてを御説明申し上げます。旭川市各会計歳入歳出決算事項別明細書、こちらの174ページ、175ページを御覧ください。

まず、歳入総額になりますが、予算現額2億5千778万3千円に対しまして、収入済額2億322万6千852円となっております。

次に、歳出でございますが、176ページ、177ページを御覧ください。予算現額2億5千778万3千円に対しまして、支出済額2億294万1千10円であり、不用額は5千484万1千990円で、執行率は78.7%となっております。その結果、178ページの実質収支に関する調書にありますとおり、令和7年度の実質収支額は、28万5千842円の剰余となっております。

育英事業特別会計については、以上となります。

続きまして、認定第7号、令和7年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計決算の認定についてでございます。同じく、事項別明細書196ページ、197ページを御覧ください。

まず、歳入総額になりますが、予算現額1億5千985万5千円に対しまして、収入済額1億6千230万9千512円となっております。

次に、歳出になりますけれども、ページですが198ページ、199ページを御覧ください。予算現額1億5千985万5千円に対しまして、支出済額1億5千405万2千831円であり、不用額は580万2千169円で、執行率は96.4%となっております。その結果、200ページの実質収支に関する調書にありますとおり、令和7年度の実質収支額は825万6千681円の剰余となっております。

決算についての説明は、以上となります。

続きまして、議案第1号、令和8年度旭川市一般会計補正予算のうち、こども・女性・若者未来部所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書の16ページを御覧ください。まず、3款2項1目のひとり親家庭等自立支援費でございます。これは、ひとり親家庭等日常生活支援事業において、利用時間数が増えたことに伴う委託料の増額分として240万円を追加しようとするもので、財源は国庫支出金が120万円、一般

財源が１２０万円となっております。

次に、同じく３款２項１目の施設等利用費給付費でございます。こちらは、令和７年度に北海道から受領いたしました子育てのための施設等利用給付交付金の精算に伴う償還金として２９７万３千円を追加しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

次に、同じく３款２項１目の保育所管理事務費でございます。これは、認定こども園に無償貸付けを行っていた市有地を当該こども園に売却するに当たりまして、隣接地に越境している支障物を撤去する必要がありますことから、その経費として２５４万７千円を追加しようとするもので、財源は全額一般財源となっております。

次に、１７ページを御覧ください。４款１項１目、子ども医療費助成費でございます。これは、北海道の乳幼児等医療給付事業における所得制限の撤廃による制度改正によりまして、必要となるシステムの改修費として３８５万円を追加しようとするもので、財源は、道支出金が３３万１千円、一般財源が３５１万９千円となっております。

説明は以上となります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○坂本学校教育部長 認定第１号、令和７年度旭川市一般会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、学校教育部所管全体の決算額についてです。資料はございません。まず、令和８年度への繰越額への影響を除いた歳入です。予算現額５３億４千３４４万６千円に対し、収入済額４９億３千２０２万３千２６円であり、執行率は９２．３％となっております。

次に、令和８年度への繰越額の影響を除いた歳出です。予算現額１１２億９千４５５万５千６００円に対し、支出済額１０５億９千２４８万９千９１６円であり、執行率は９３．８％となっております。

続いて、主な事業について、令和７年度主要施策の成果報告書により御説明申し上げます。

１８ページを御覧ください。校内教育支援センター推進費５７９万２千円についてです。不登校対策として、自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で、学習、生活できる校内教育支援センターを、緑が丘中学校と永山南中学校に設置し、スクールライフサポーターによるきめ細かな支援を行いました。

次に、２０ページを御覧ください。学校ＩＣＴ環境整備費１２億４千２８万円についてです。校内の情報通信ネットワーク及び関連ソフトウェア等の整備を行い、ＧＩＧＡスクールサポーターによる運用支援を行ったほか、タブレット端末が更新時期を迎えたことから、令和８年度から使用する端末を一括購入いたしました。

次に、２２ページを御覧ください。いじめ問題対策推進費１千１１４万７千円についてです。いじめの重大事態に関する調査結果などを踏まえ、生活・学習Ａｃｔサミットの開催や人権教育プログラムを行うなど、再発防止と未然防止に取り組みました。また、いじめ対策コーディネーターを配置し、指導助言や支援を行い、学校のいじめ防止対策の強化も図りました。

次に、７０ページを御覧ください。学校給食費支援費１億６千５６万７千円については、物価高騰に伴う家計支出が増加している中、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和７年度に実施した給食費の値上げ相当分を支援したものです。

次に、決算事項別明細書により御説明いたします。１３３ページを御覧ください。１０款教育費２項小学校費３目維持修繕費の備考欄の上から８つ目にあります学校施設冷房設備整備費１１億９千２６１万５千６００円及び飛んで１３５ページの１０款教育費３項中学校費３目維持修繕費の備考欄の上から５つ目にあります学校施設冷房設備整備費９千９８０万８００円については、令和６年度から普通教室等へのエアコン設置に着手し、小学校は令和８年度、中学校は令和９年度に全ての学校への設置が完了する見込みとなっております。

以上でございます。

○田村社会教育部長 認定第１号、令和７年度旭川市一般会計決算の認定について、社会教育部所管分の決算概要を御説明申し上げます。

初めに、資料等はございませんけれども、部全体の歳入についてであります。予算現額７億８千３８万３千円に対し、収入済額は７億１千１６６万２千６２０円であり、収入率は９１．２％となっております。

次に、歳出につきましては、予算現額２２億９千２０６万１千円に対し、支出済額は２１億６千５３２万１千５２円であり、執行率は９４．５％となっております。なお、翌年度繰越額は８事業で５千６３４万４千円、不用額は７千３９万５千９４８円となっております。

続いて、社会教育部が所管いたします経常費１３事業、臨時費３６事業、合わせて４９事業のうち、その主なものについて御説明を申し上げます。

資料番号８番、主要施策の成果報告書４１ページを御覧いただきたいと思います。科学館特別展開催費５２１万７千円につきましては、昨年の７月１１日から９月２３日までの間、開館２０周年記念特別展として「特撮のＤＮＡ ゴジラ、旭川上陸」を開催いたしました。期間中は、関連イベントを合わせて４万６千人を超える参加があり、好評のうちに終えることができました。特殊効果や撮影技術など特撮映画で使われた発想や技術を身近に体感できる機会を提供いたしました。

続きまして、５９ページ、図書館管理費３億１千８４９万２千円につきましては、国のデジタル実装型交付金等を活用し、新たな図書館システムを導入、従来の図書館利用カードに加え、マイナンバーカードによる図書の貸出しや、ＬＩＮＥ連携によるスマートフォンでの図書検索、予約なども可能となり、図書館利用者の利便性を高めました。

続きまして、決算事項別明細書にて説明をいたします。１３７ページを御覧いただきたいと思います。１０款５項１目社会教育総務費の備考欄を御覧いただきまして、米印の２番目になります。ジオパーク構想推進費１千１０８万６千５０４円につきましては、大雪山カムイミンタラジオパーク構想推進に向け、地域の自然や文化を題材とした講座やツアーの開催のほか、ガイド人材を育成する養成講座を実施するとともに、博物館に本構想の情報発信コーナーを新たに設置をいたしました。

次に、同じ備考欄、米印の８番目、アイヌ施策推進費８１２万２千９３６円につきましては、アイヌ文化を生かしたまちづくりを推進するため、国のアイヌ施策推進交付金を活用し、旭川菓子博２０２５の期間中に、川村カ子トアイヌ記念館や博物館へ観光客等を誘導する取組として、デジタルスタンプラリーを行ったほか、市内の児童生徒を対象としたアイヌ学習プログラムやアイヌ施策推進基金を活用したイベント、ワークショップの実施など、アイヌ団体の自主的な活動の支援を行いました。

次に、139ページ、5目市民文化会館費の米印3番目になります。文化施設等整備費825万5千510円につきましては、新文化ホールの整備に向け検討の進捗状況を周知するとともに、利用希望に関する市民意見を収集するため、JR旭川駅や民間商業施設等においてイメージ模型の展示とアンケート調査を行いました。また、令和6年度に引き続き、学識経験者や利用団体関係者で構成する市民文化会館整備基本計画検討会を開催し、市民にとって利用しやすい施設とするため管理運営面等のソフト面についても議論するなど、基本計画策定に向けた検討を進めました。

次に、141ページ、7目彫刻美術館費の米印1番目、中原悌二郎賞関係費593万8千242円につきましては、第44回中原悌二郎賞を選考し、受賞作家を招いた贈呈式や、記念講演を開催するとともに、受賞作家の作品を購入し、彫刻美術館において展示公開したのに合わせ、ギャラリートークを開催するなど市民の彫刻への理解を醸成する機会を提供いたしました。

社会教育部所管の令和7年度決算に関わる説明は以上でございます。

○塩尻委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和8年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、教職員の不祥事についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 令和8年度の教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について、御説明申し上げます。本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年行うこととされており、配付資料のとおり、令和8年度の報告書を作成したものです。

資料の目次を御覧ください。第1章では、教育に関する事務の実施状況等を、第2章では、第2期旭川市学校教育基本計画及び旭川市社会教育基本計画に関する評価手法と評価結果、指標や取組の状況、課題と改善に向けた今後の方向性について、第3章では、学識経験者の意見と教育委員会の考え方を記載しております。

次に、6ページを御覧ください。評価手法についてです。第2期旭川市学校教育基本計画では基本施策に対する指標を、旭川市社会教育基本計画では基本目標に対する指標を設定し、事業実績やアンケートの調査結果などを踏まえて、達成状況を検証しています。取組の進捗状況及び今後の課題と改善に向けた方向性については、次年度以降の施策や事業に反映させるため、具体的に記述しております。

次に、7ページを御覧ください。評価結果についてです。第2期旭川市学校教育基本計画では、達成が13、未達成が27となっており、未達成のうち、前年度の実績値を上回ったものが13、下回ったものが14となっています。また、旭川市社会教育基本計画では、達成が80、未達成が75となっており、未達成のうち、前年度の実績値を上回ったものが14、下回ったものが61となっています。

次に、76ページを御覧ください。点検、評価に当たり、学識経験者からいただいた意見と教育委員会の考え方を掲載しております。

本報告書については、常任委員会終了後に全議員に配付し、併せて市のホームページで広く市民

へ公表してまいります。

続きまして、教職員の不祥事について御報告申し上げます。

旭川市立小学校の男性教諭が、令和8年8月29日の深夜、市内3条通6丁目の路上で女性の上半身を触って立ち去り、届出を受けた警察が搜索していたところ、29日に、家族と警察に出頭し、不同意わいせつの疑いにより、翌30日に緊急逮捕されました。当該小学校では、8月31日に保護者説明会を開催し校長から謝罪を行うとともに、事故の概要と今後の対応の説明を行っております。

教育委員会では今回の事案発生を重く受け止め、9月1日には、全小中学校長に対し教職員への指導の徹底を図るよう、教育長から訓示を行ったところです。

引き続き、スクールカウンセラーを派遣するなど児童の心のケアを最優先に、学校生活に影響が生じないように、万全を期してまいります。

今後は、学校現場で働く一人一人に対して、改めて教育職員としての自覚を促し、不祥事の根絶に向けて、危機意識を強く持ち、服務規律の保持の徹底と再発防止に取り組んでまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旧宮北邸の利活用に関するサウンディング型市場調査の結果と今後について、理事者から報告願います。

○田村社会教育部長 旧宮北邸の利活用に関するサウンディング型市場調査について、御報告を申し上げます。

特に資料等はございません。市内9条通11丁目の旧宮北邸に関わるサウンディング型市場調査につきましては、昨年7月の当委員会で、市外1事業者の参加があり、その利活用について、協議を進めることなどを御報告したところでございます。事業者からは、本市の文化資源を活用した宿泊と体験の融合拠点を創造したいとの考えが示され、様々な課題について、関係部局との打合せや協議等を行ってきたところでありますが、先般、事業者から様々な検討を行った結果、事業実現の可能性がないと判断したとの御連絡があったところでございます。これによりまして、本調査におきましては、民間事業者から利活用に関する具体的な提案がない状況となりますことから、調査終了に至りましたことを御報告いたします。

なお、今後につきましては、外壁等の養生を含め、維持管理に係る費用等を踏まえ、その保存方法の在り方について関係団体にも御協力いただきながら検討してまいります。

報告は以上です。

○塩尻委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 何点か質疑させていただきます。

市内のあちこちに歴史的価値のある建物があり、その中の一つが旧宮北邸です。ここの前を通るたびに、趣深い建物だなあと思っておりました。うまく活用の道が見つかって、身近に親しめるような活用のされ方、そして適切に保存管理がされていけばいいなとも思っていたところです。

しかし、今回の昨年度から実施していたサウンディング調査が終了しての報告が今あったわけですが、参加いただいた1者の事業者から事業実現の可能性はないとされたということで、今後、具体的にどうなるのかなと思ったところです。

まずは、旧宮北邸の取得についてと本調査を行うまでの経過についてお示してください。

○今野社会教育部文化振興課長 旧宮北邸につきましては、戦後、国が事務所として活用していましたが、昭和50年に空き家となり、昭和55年、市が国から土地と建物を借り受け、その後は、活用の検討及び維持管理を行いながら、倉庫として使用してまいりました。

その後、国から低廉な取得費用の提示を受けたことから、継続して支払う賃借料と取得費用を比較検討し、令和2年に国から土地と建物を取得しましたが、現在の建築基準法に適合していない既存不適格となっている状況ですとか、建物各部の劣化の進行といった課題も多く、改修を行う場合には、多額の費用負担を見込まれるなど、利活用方策を見いだすことが困難な状況となっております。

一方で、建築から100年以上経過した石造りの建物であることから、市民団体からは保存や活用が望まれており、民間事業者による利活用の可能性を検討する必要があるものと考えていたところでありました。そうした中、令和5年8月から令和6年9月にかけて、歴史的建物の保存を考える会と協議を行いながら、民間等の利活用を探す取組を進めておりましたが、市内には対応できる事業者が見当たらなかったため、市内外を問わず広く事業者の参加を呼びかけ、事業者との対話を行う本調査を実施したところでございます。

○中村みなこ委員 もともと国のもので、市が借りていて、安く買えるとのことで、令和2年に取得したとのことでした。

しかし、今回の調査の結果、民間事業者による活用提案等が出てこなかったということでした。レンガや石造りの建物で、うまく活用されている古い建物は市内にたくさんあります。有名なところは旭橋のたもとの福吉カフェですとか、東旭川のいしぐらのような喫茶店は安定の人気店となっています。そのように市民とか観光客に親しまれる活用になるといいなと思っていたんですけども、今回、アイデア等を募っても、利活用が難しいと改めて明らかになったわけです。

本調査で、具体的に課題となった点について伺います。

○今野社会教育部文化振興課長 今回の調査で課題になった点、本調査を通して市として分かったことというようなことであるかと思います。

本調査には、市外の1民間事業者の参加があったところですが、先般、建物や文化資源としての価値への魅力を感じるが、事業実現の可能性はないという連絡をいただいたところでございます。これまでの検討や本調査の結果として、劣化が進む建物の改修に係る技術的、費用的な課題のほか、駐車場の確保が困難な立地の課題等が示されたところであり、現状においては利活用を進めることが難しい状況にあることを、改めて認識したところでございます。

○中村みなこ委員 取得したのは令和2年でほんの数年前ですね。その時点で、今回の調査結果で示されたような課題はもともと想定できるものだったのではないかと思います。駐車場がないですとか、老朽化が進んでいるとか、改修等に費用が結構かかるんじゃないとか、耐震性も怪しいですとかね、当時も分かっていた点だったと思うんですね。ですから、本来取得の時点で、今回の調査をすべきだったのではないかなと思います。当時の検討の内容についての資料が、すぐ出てこな

いとお聞きしておりますので、ぜひ分かったら教えていただきたいなということに今回はとどめておきたいと思います。

最後ですけれども、今後どうしていくかについてです。報告では養生などに関する費用等も確認した上で検討していくとのことでした。どんなことを確認して検討していくのでしょうか。

○今野社会教育部文化振興課長 今後、現状の形を維持しながら保存する場合にありましても、外壁や内部の老朽化が進んでいる状況であり、それらの養生や修繕などの維持管理の費用が生じることから、保存の在り方について、歴史的建物の保存を考える会と協力をしながら、どのような手法があるのか、様々な方法を考えながら、他都市の例も参考に検討を進めてまいりたいと思います。

○中村みなこ委員 費用がかかるのは容易に想像できるところです。まだ、具体的なことはこれからとのことですので、その結果次第では、利活用しやすいように移動するとか、ひょっとしたら、解体撤去という道を選ばざるを得ないのかもしれないなども考えております。万が一ですけど、そうなったとき、やっぱり取得時点での見通しとか判断がどうだったのかが、問われてくるのではないかと思います。先ほども言いましたが、それについては後日伺いたいと思いますので、今回はこれで終わります。

○塩尻委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○塩尻委員長 なければ、それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時07分